

令和3(2021)年4月24日

在学生、ご家族の皆さま

東京家政大学
東京家政大学短期大学部
学長 井上俊哉

「緊急事態宣言」への対応について

4月23日、東京都を対象に、緊急事態宣言が発出されました。

今回の緊急事態宣言を受け、緊急事態宣言の期間中(2021年4月25日～5月11日)は、板橋及び狭山の両キャンパスにおいて、可能な限りメディア授業を実施することとし、対面授業については、随時メディア授業に切替えます。ただし、実験・実習・実技等の一部については、これまで以上の感染防止対策を徹底しながら、引続き対面形式で実施します。

個々の授業の情報については、manabaを通じて周知しますので、学生の皆さんは、必ず確認をしてください。

今後も、新型コロナウイルスの感染状況や社会情勢等により、授業実施の方針等について変更することがあります。授業実施方針等を変更する際は、改めてお知らせいたしますので、定期的に本学ホームページ及びポータルサイト、manabaからの授業情報を確認して下さい。引続き、ご理解とご協力をお願いします。

以上